



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Photo Report

長岡労働基準監督署発表
令和5年10月25日

栃尾地区木建工事安全パトロール安全指導員を対象とした足場研修会を行いました

栃尾建築組合（栃尾商工会建設部会）と長岡労働基準監督署は、10月20日、長岡市旧栃尾地区の建築工事現場において、建設業労働災害防止協会長岡分会の安全指導者を講師に足場研修会を実施し、安全指導者11人（栃尾建築組合に所属する建築工事業を営む事業主で構成）が参加しました。



栃尾建築組合では、旧栃尾地区の木造家屋建築工事現場に対して、年間2回、計画的に安全パトロールを実施しています。

安全指導者は、安全パトロール時に足場等の改善指導、チェックリストの内容等を指導する役割を担っており、通常、その場で改善指導事項を文書指導して改善を促していますが、事業主の意識が低い等で改善が難しい場合は、労働基準監督署へ通報することで改善措置がなされています。

なお、安全指導者は2～3年で交代することが多く、常に安全指導員に対する指導力の教育を充実していく必要があります。このため、適切な足場の設置方法を学び、パトロール時の指導力向上の一環として実施したものです。

長年にわたる活動の成果として、近年、死亡災害の発生はなく、ほとんどの建築現場では足場先行工法が普及してきている一方で、足場の建地を一本置きに間引き設置している、手すりの取り付けがないなど、不適切な足場を設置する現場が多く、中には足場設置に関して施主の^{しんしゃく}斟酌によるケースも散見されます。

当署では令和6年4月の改正労働安全衛生規則に基づいた1メートル以上敷地がある場合の本足場設置が完全に履行されることを目標に、この研修が実りあることを期待します。

（研修資料）[栃尾建築組合木建安全パトロール足場研修会](#)
[（パンフレット）足場からの墜落防止措置が強化されます](#)

栃尾建築組合
木建安全パトロール
足場研修会

令和5年10月20日
長岡労働基準監督署

○足場の墜落防止設備、落下防止設備

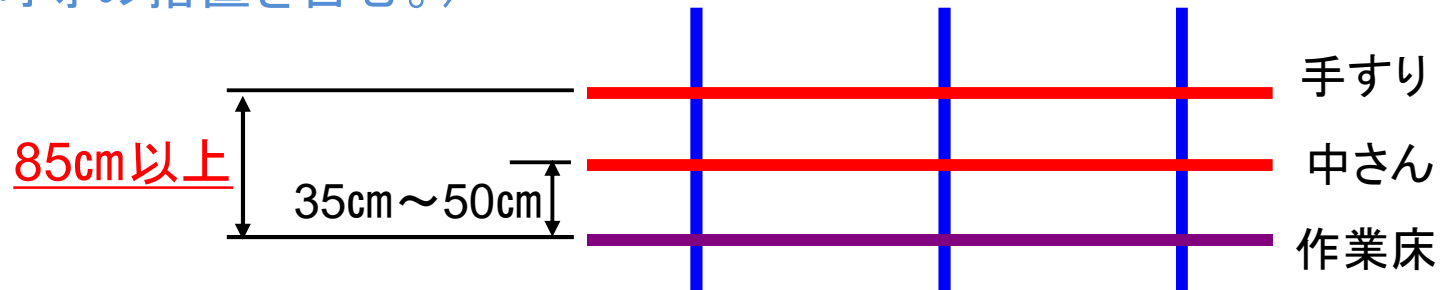
改正労働安全衛生規則関係

足場の種類	人の墜落防止	物の落下防止
わく組足場 以外の足場	手すり(高さ85cm以上) 及び 中さん(高さ35cm～50cm)	幅木(高さ10cm以上) 又は、メッシュシート 又は、防網
わく組足場	交差筋かい 及び 下さん(高さ15cm～40cm)	幅木(高さ10cm以上) 又は、メッシュシート 又は、防網
	交差筋かい	幅木(高さ15cm以上)
	手すりわく	幅木(高さ10cm以上) 又は、メッシュシート

◇事業者が行う墜落防止措置

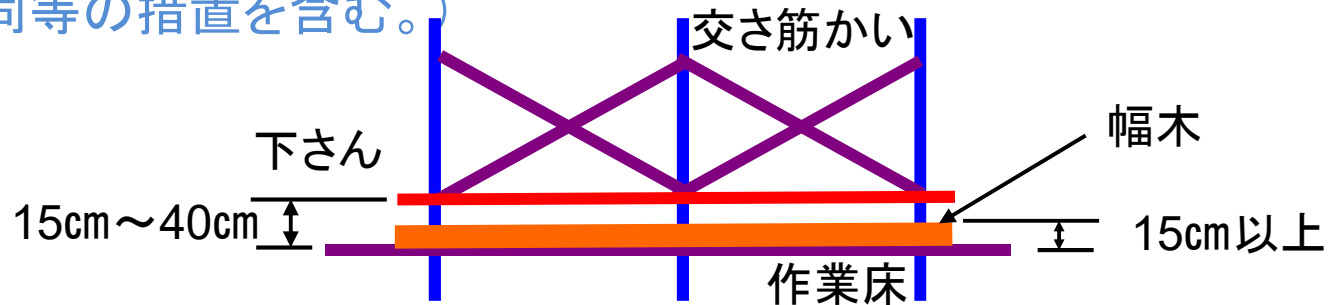
(ア) 単管足場等

手すり(高さ85cm以上)及び中さん(高さ35cm~50cmの位置)を設置する。
(同等の措置を含む。)



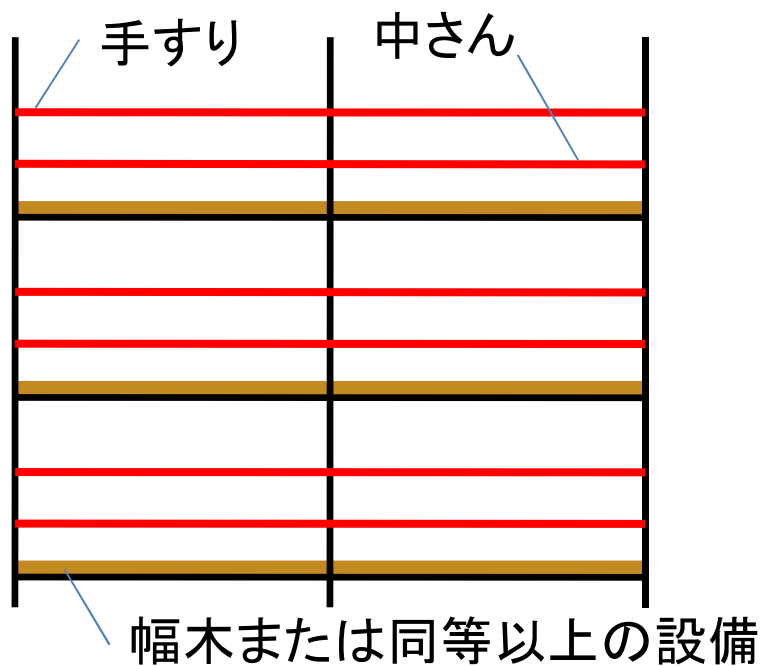
(イ) わく組足場

交さ筋かいに、下さん(高さ15cm~40cmの位置)又は幅木(高さ15cm以上)を設置する。(同等の措置を含む。)

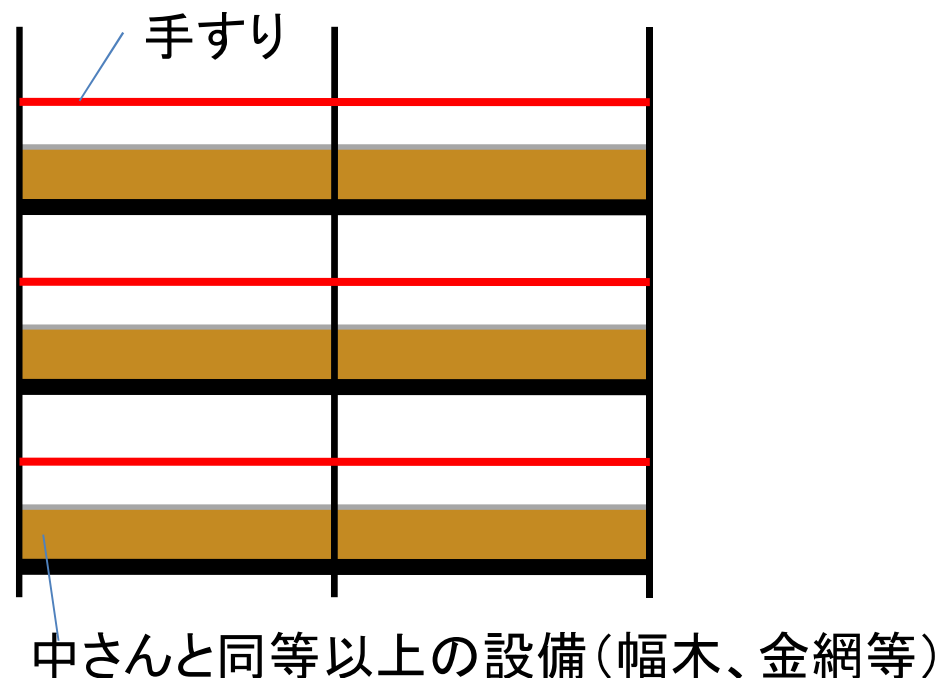


◇事業者がわく組足場以下の足場に行う措置

墜落防止と物体の落下防止の両措置を講じた例



- ・手すり(高さ85cm以上)
- ・中さん(高さ35cm～50cmの位置)
- ・幅木または同等以上の設備(高さ10cm以上)

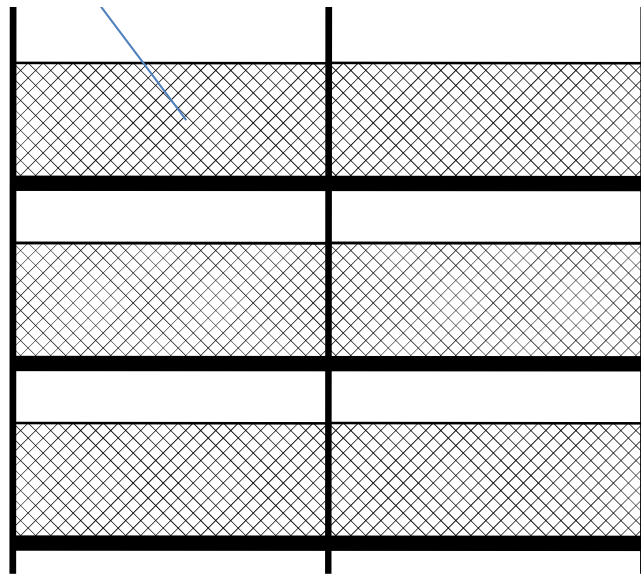


- ・手すり(高さ85cm以上)
- ・中さんと同等以上の設備(高さ35cm以上)

◇事業者がわく組足場以下の足場に行う措置

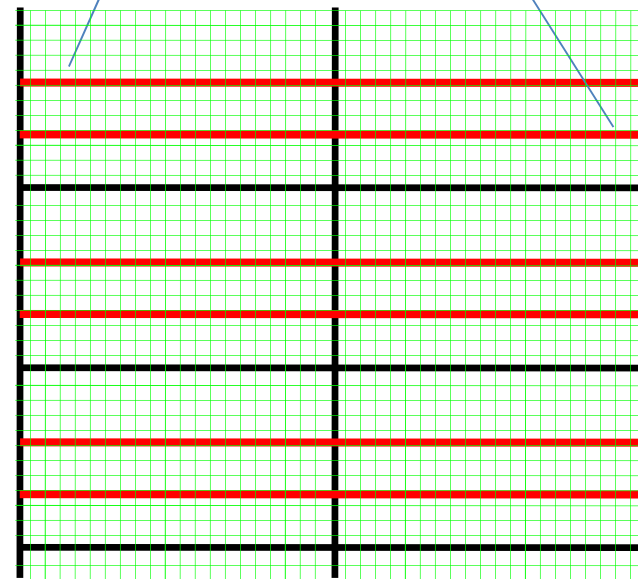
墜落防止と物体の落下防止の両措置を講じた例

手すりと同等以上の設備



- ・手すりと同等以上の設備
- 高さ: 85cm以上
- 例: 防音パネル、ネットフレーム、金網

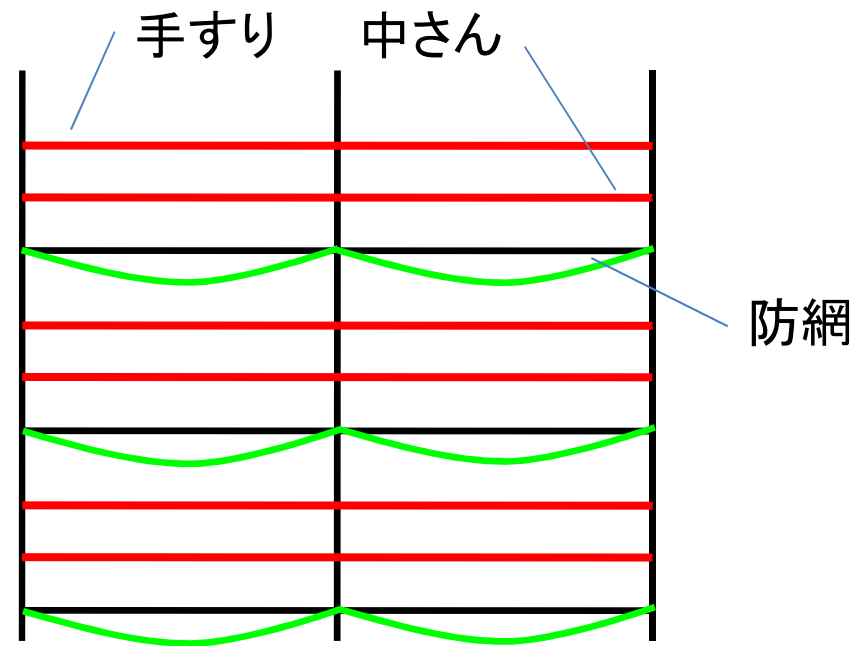
手すり 中さん



- ・手すり(高さ85cm以上)
- ・中さん(高さ35cm~50cmの位置)
- ・メッシュシート

◇事業者がわく組足場以下の足場に行う措置

墜落防止と物体の落下防止の両措置を講じた例



- ・手すり(高さ85cm以上)
- ・中さん(高さ35cm～50cmの位置)
- ・防網

労働安全衛生規則の改正(H27.7.1) (足場からの墜落防止対策の強化)

(1) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

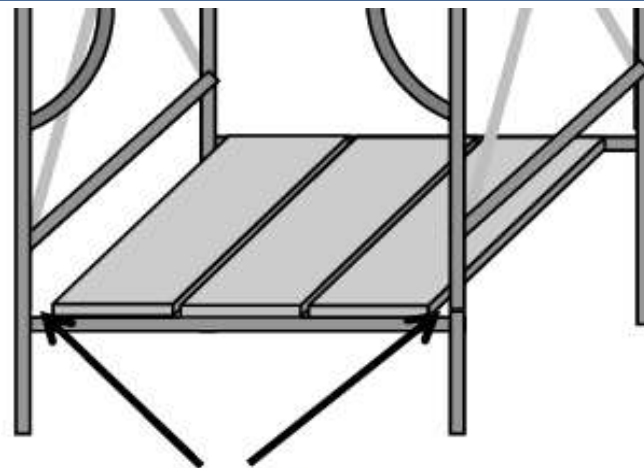
足場における高さ2m以上の作業場所に
設けられる作業床の要件

① 現行に加え、床材と建地との
すき間は12cm未満とすること
を追加する。

② 作業の必要上臨時に墜落防止設備
を取り外したとき、当該箇所への関係
労働者以外の者の立入りを禁止する
ことを追加する。

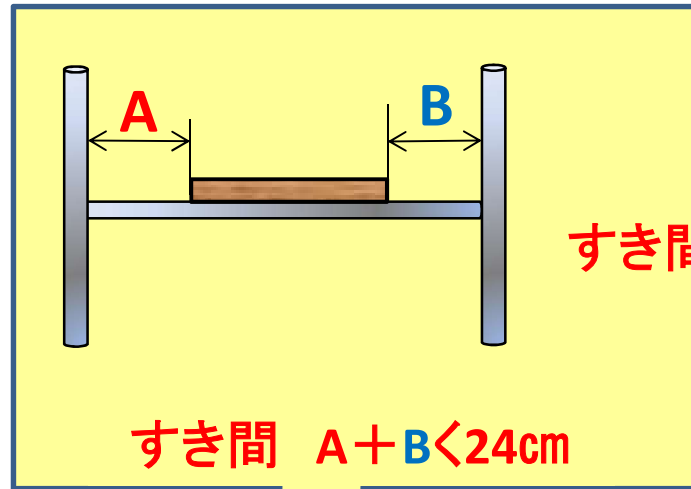
③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該
作業が終了した後、直ちに
取り外した設備を元の状態に戻さな
ければならないことを追加する。

④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の
措置を追加する。



床材と建地との
すき間12cm未満

床材と建地のすき間



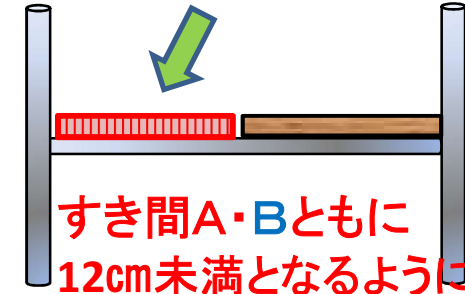
すき間 $A+B \geq 24\text{cm}$

作業床の設置

すき間 $A+B < 24\text{cm}$

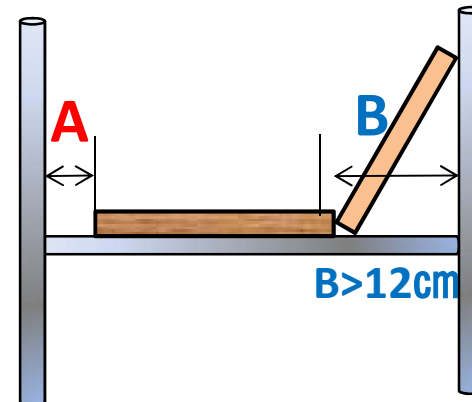
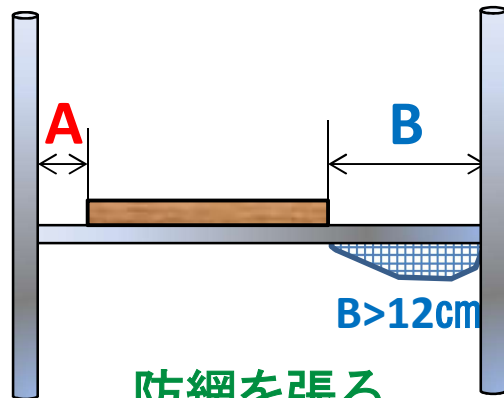
すき間をふさぐ

さらに床材を敷く



すき間A・Bともに
12cm未満となるように

- ・床材の組み合わせを工夫する
- ・小幅の板材を敷く
- ・床材がずれないように固定する
- ・床付き幅木を設置する など



足場の設置状況

建地の間隔は、けた方向1.85メートル以内、はり間方向1.5メートル以内とする

(労働安全衛生規則第571条)

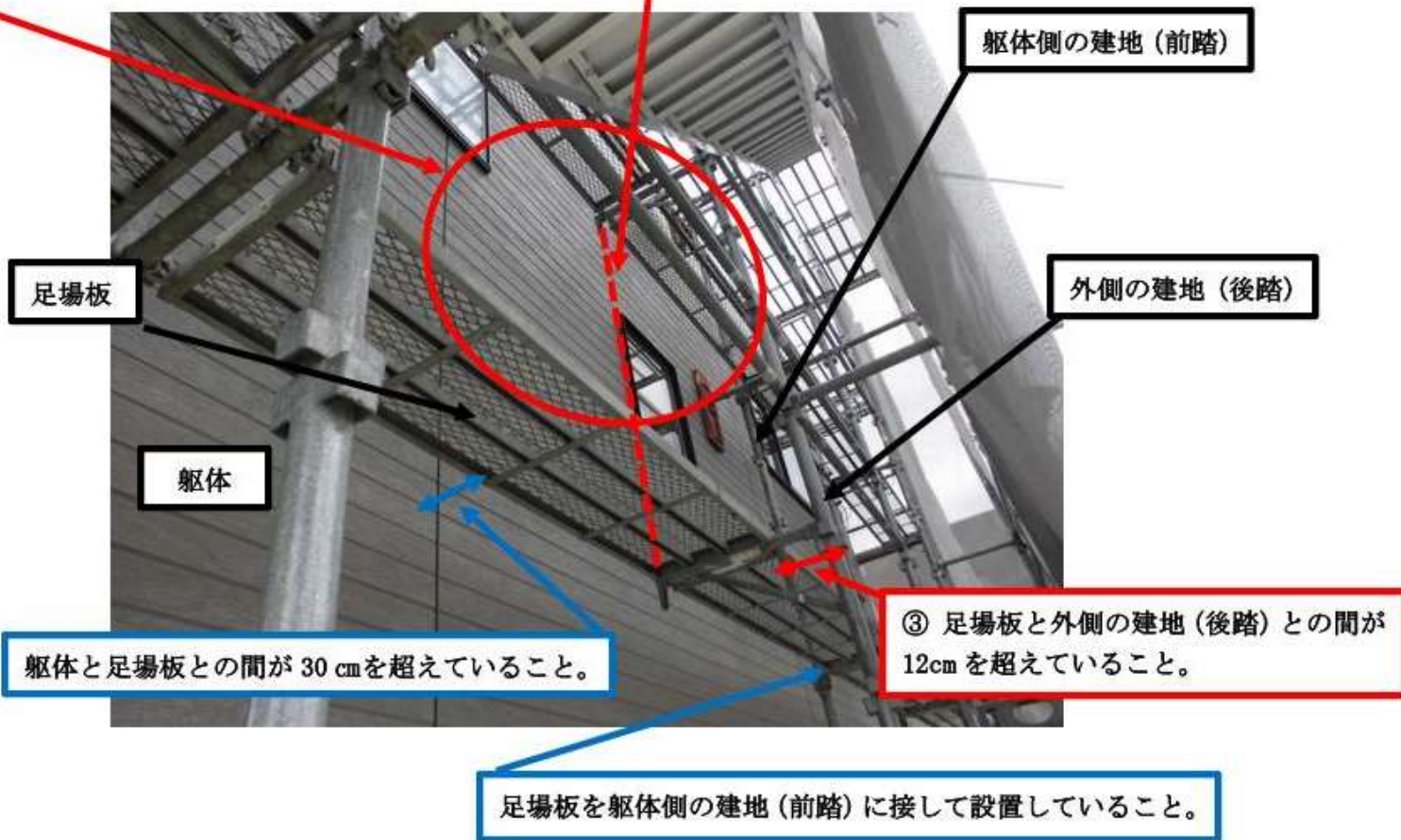
※原則、本足場とする(二側足場)

※建地を間引かない

<長岡労働基準監督署管内の低層住宅（木造家屋建築）現場における足場の問題点>

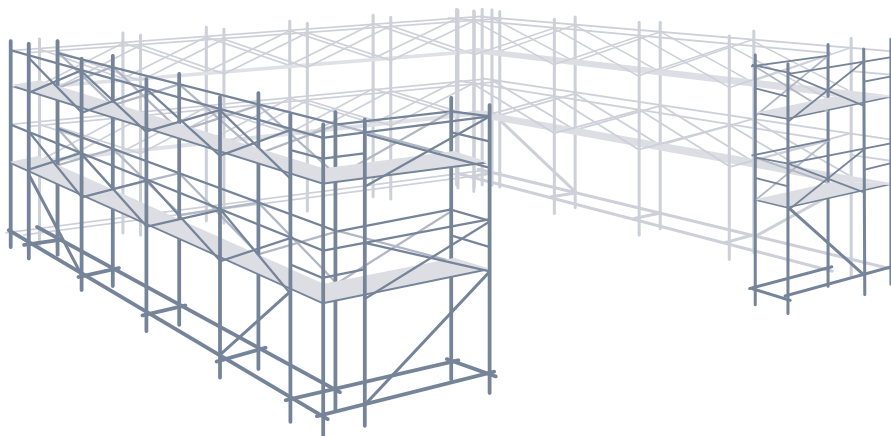
② 躯体側に手すり、中さん、幅木が未設置であること。

① 躯体側の建地（前踏）が1本飛ばしであること。



足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

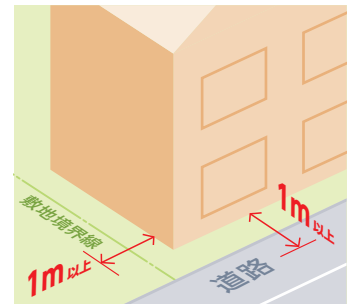
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

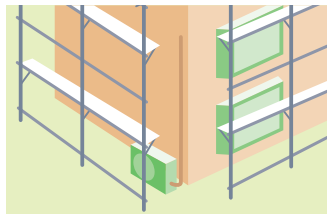
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

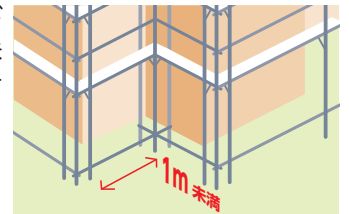


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

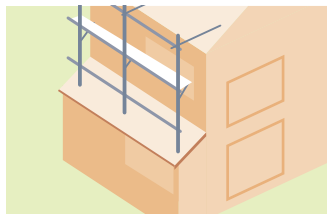
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



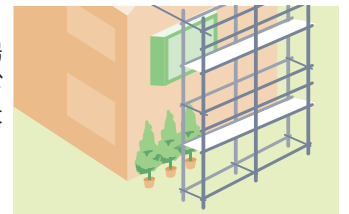
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



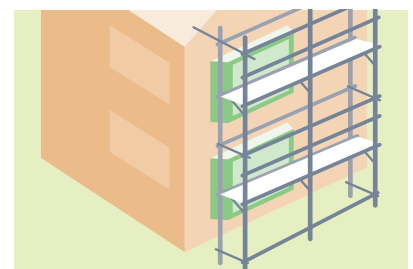
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)